

○厚生労働省告示第二百号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者一部を改正する告示を次のように定め、令和三年五月十九日から適用する。

令和三年五月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1703から 1706まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ナタリスマブ、オ ンターフェロン、イ ンターフェロン、J039, 6005, J045なし
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4あり	ナタリスマブ ファツムマブ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1933から 1966まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ニボルマブ、ペムブ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシルマ ブ、ベバシズマブ、 ペメトキセドナト リウム、クリゾチニ ブ、アレクチニブ塩 酸塩、セリチニブ、 ロルラチニブ、エヌ トレクチニブ、テボ チニブ塩酸塩、カブ リグチニブ塩酸塩、 ロルラチニブ、エヌ トレクチニブ、カブ マチニブ塩酸塩、ブ リグチニブ、オシメ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシルマ ブ、ベバシズマブ、 ペメトキセドナト リウム、クリゾチニ ブ、アレクチニブ塩 酸塩、セリチニブ、 ロルラチニブ、テボ チニブ塩酸塩、カブ リグチニブ、オシメ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシルマ ブ、ベバシズマブ、 ペメトキセドナト リウム、クリゾチニ ブ、アレクチニブ塩 酸塩、セリチニブ、 ロルラチニブ、テボ チニブ塩酸塩、カブ リグチニブ、オシメ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシルマ ブ、ベバシズマブ、 ペメトキセドナト リウム、クリゾチニ ブ、アファチニブマ レイン酸塩、エルロ チニブ、ダコミチニ ブ、カルボプラチン+ パクリタキセル 化 学療法、放射線療 法、6005, J045なし
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6あり	クリゾチニブ、アレ クチニブ塩酸塩、セ リチニブ、ロルラチ ニブ、エヌトレクチ ニブ、カブマチニブ 塩酸塩、カブマチニ ブ、テボチニブ塩 酸塩、カブマチニ ブ、ラロトレクチニ ブ、硫酸塩、オシメ ル硫酸塩	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

傍線部分は改正部分

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

改訂總

改訂編

別表

	薬剤	番号
--	----	----

(略)

	薬剤	番号
(略)		
86	ベネトクラクス（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3513及び3523
87	レシノバチニブメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1920から1922まで 1924及び1925
88	アザシチジン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3513及び3523
89	オシロドロスタットリソ酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3163から3166まで 3168、3169、3187及び 3190から3192まで

別表

	薬剤	番号
--	----	----

(略)

	薬剤	番号
(略)		
	薬剤	番号
	(新設)	(新設)

90	<p>エロトレクチニブ硫酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>5、6、1769、1842から 1845まで、1920から 1922まで、1940 1941、1953、1969 1970、2234、2463から 2466まで、2480 2481、2500、2502 2519、2520、2552から 2554まで、2596から 2598まで、2612 2613、2631、2632 2637、2860、2868 2869、2879、2880 3046、3047、3098から 3100まで、3121 3131、3223、3224 3234、3258、3259 3275、3290、3291 3381、3382、3404 3405、3513、3539及び 3540</p>
91	<p>ペミガチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>2596から2598まで 2603、2604、2612 2613、2617及び2621</p>
92	<p>オフアツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>1706</p>
93	<p>ボラツズマブベドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>3561</p>

	<u>デニロイキン ジフチトクス</u> (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)		(新設) (新設)	(新設)
94	<u>ダラツムマブ</u> (遺伝子組換え) • ボルヒアルロニダーゼアルファ (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3559及び3560	(新設) (新設)	(新設)
95	<u>イネビリズマブ</u> (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3575	(新設) (新設)	(新設)
96	<u>アミカシン硫酸塩</u> (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は用量 (令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1703から1706まで	(新設) (新設)	(新設)
97	<u>リソカブタグン マラルユーセル</u> (当該薬剤の添付文書において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法 (令和3年3月22日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2185及び2186	(新設) (新設)	(新設)
98	<u>3539から3547まで及び3551から3562まで</u>		(新設) (新設)	(新設)